

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 5 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の取りまとめを行い、厚生労働省ホームページ（以下にURL等記載）に掲載いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、4月の報酬改定の施行に向けて、告示改正、通知発出等の準備を進めてまいりますので、各都道府県等におかれましてはご了知いただくとともに、円滑な実施に向けてご協力をお願いします。

【厚生労働省ホームページ】

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

<令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
 - 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - 5 感染症や災害への対応力の強化等
 - 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
- ※ 改定率 +0.56%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%）
※ 新型コロナウイルス対応のための特例的な評価として、令和3年4～9月までの間、基本報酬に+0.1%上乗せすることとしており、満年度の改定率に換算すると+0.05%となります。

(本件連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 評価・基準係
電 話 : 03-5253-1111 (内線 3036)